

(案)

令和3年7月1日

日進市長 近藤 裕貴 様

日進市自治推進委員会
会長 昇 秀樹

日進市自治基本条例第27条第2項に規定する条例の遵守の検
証について(答申)

令和2年10月2日付け2日企第909-1号で諮問のありました、「日
進市自治基本条例(平成19年日進市条例第24号)第27条第2項に規定
する条例の遵守の検証」について、下記のとおり答申します。

記

日進市自治基本条例第27条第2項に基づき、市政が本条例に基づいて行
われているかどうかについて、市の作成した検証シートを資料として、条文
毎に検証を行いました。

なお、この検証は、第6期日進市自治推進委員会からの申し送り事項でも
あり、検証に当たっては、本条例の基本理念である市民主体の自治の精神を
念頭に、慎重な審議を行いました。

検証の詳細については、別添のとおりです。

検証を行った前文及び第18条から第29条までの範囲では、市政が本条
例に基づいて行われていることが概ね認められましたが、市民のニーズを的
確に把握することや市民協働に取り組む行政の在り方といった点で、さらに
改善ができるものと考えられます。市民主体の自治の実現という観点に基づ
き、時代を反映し、将来に向かって日進市がより良いまちとなるよう、市に
おかれましては、引き続き、適切に運用するよう要請します。

日進市自治基本条例第27条第2項に規定する条例の 遵守の検証結果について

1 検証の目的

日進市自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）は、第27条において、市民、市議会及び市の執行機関が自治基本条例を遵守しなければならないことを規定し、併せて、市長は、市政が自治基本条例に基づいて行われているかどうかを市民参加のもとに検証することとしています。

本委員会は設置根拠となる日進市自治推進委員会条例において、自治基本条例の遵守に関する事項を所掌事項としているところ、市長から諮問があり、今回の検証を行うものです。

自治基本条例が日進市の最高規範であり、自治体の憲法に相当するものとの認識から、市政について、市民に対する権力が濫用されず、市民主体の自治の精神が十分に反映されているものかどうかとの観点から検証に当たっています。

（条例の遵守）

第27条 市民、市議会及び市の執行機関は、この条例を遵守しなければなりません。

2 市長は、市政がこの条例に基づいて行われているかどうかを市民参加のもとに検証し、その結果により、必要な措置をとらなければなりません。

3 前2項に規定するこの条例の遵守に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

2 検証対象及び方法

第6期日進市自治推進委員会においては、自治基本条例第27条第2項に基づく検証について、条文毎に関係の深い取組に係る「主な取組内容」、「現状と問題点」及び「今後の方向性」を記載するシートを作成し、市の関係課が内容を記載したものを検証資料とすることとしていました。

今回は、引き続きの検証となることから、検証方法を同じとして、未検

証部分となっていた前文及び第18条から第29条までを検証対象としています。

なお、前文については、全ての分野に関わる理念を表す内容であることから、自治基本条例全体の性質別条文分類を足掛かりに、市政全体を俯瞰的な視点から議論し、検証することとしました。

3 検証経過

本委員会は、令和2年10月2日に市長から諮問を受け、令和2年度に4回の委員会を開催し、検証を行いました。

第6期日進市自治推進委員会に引き続き、委員がそれぞれの立場や経験に基づき、多角的な観点から丁寧かつ慎重に審議を行いました。

各条文が関わる内容は多岐にわたり、一つの課題が施策に及ぼす影響も広範囲にわたることから、検証には時間を要しました。

4 検証結果

(1) 条文毎の検証結果

条文毎の日進市自治基本条例検証シートに、本委員会での主な議論・意見を付記します。内容は、日進市自治基本条例検証シートのとおりです。

(2) 条例全体に係る主な意見

- 市民主体の自治を実現するためには、「声なき声」を捉える行政感覚が必要である。
- 様々な人権の尊重、世帯人数の減少、新たな感染症の流行等、社会の状況は時々によって変化しているため、施策の検討・実施に当たっては、市民の現状を適切に把握し、有効な内容となるよう努める必要がある。
- 把握した現状を基に、具体的な課題設定を行う必要がある。
- 市民協働は効果的な市政を行うために必要な手段であり、引き続き、組織的に取り組んでいくべきである。
- 市民自治活動を行う主体はもとより、市議会とも適切な関係を持ち、

協働を進めていくべきである。

- 条例の趣旨を明確にし、分かりやすく市民に伝える取組が必要である。
- 条文の文言については、解釈で運用を行いながらも、あるべき姿を適切に表せるよう検証を行うべきである。

5 まとめ

今回、検証対象とした前文及び第18条から第29条までの条文は、個別の分野よりも、市の方向性や組織の在り方に関わる内容が多く、審議の内容も、事例に即したものから今後の可能性を示唆するものまで、様々な議論が交わされました。

これまでの市の取組に加えて、さらに踏み込んだ施策に向かうための意見が出されています。

第6期日進市自治推進委員会で検証された内容と合わせて、適切な現状把握とその検証に基づく、より効果的で具体的な施策の実現を求める内容となっています。

いずれにしても、市民主体の自治の実現には到達点がなく、不断の改善が求められます。

足元の様々な課題に対して柔軟に対応し、市全体として知恵と力を合わせてより良い方向へ向かっていく取組が、自治基本条例の理念の実現へつながるものと考えられます。

市長を始め、市の職員におかれましては、行政の役割を改めて自覚し、適切な市政の運営に努めていただきますようお願いいたします。

6 参考

本委員会の検証で使用した主な資料は次のとおりです。

○日進市自治基本条例検証シート

令和2年10月2日	令和2年度第1回自治推進委員会資料
令和2年12月25日	令和2年度第2回自治推進委員会資料
令和3年1月25日	令和2年度第3回自治推進委員会資料
令和3年3月24日	令和2年度第4回自治推進委員会資料

※本資料に添付する日進市自治基本条例検証シートは、委員会資料に本委員会での主な議論・意見を付記したものです。「委員会での主な議論・意見」以外の部分は、原則、委員会資料のままとしてあります。

日進市自治基本条例検証シート

検証関係課一覧



= 今回検証条文

章	項目	条文		関係課			
前文	前文			企画政策課	市民協働課		
第1章 総則	(目的)	第1条		企画政策課			
	(条例の位置づけ)	第2条		企画政策課	総務課		
	(定義)	第3条	第1号	企画政策課	市民協働課		
			第2号				
			第3号				
第4号							
第2章 自治の基本原則	(自治の基本原則)	第4条	第1号	市民協働課			
			第2号		地域福祉課		
			第3号	企画政策課			
			第4号	市民協働課			
			第5号	企画政策課			
			第6号	市民協働課			
			第7号	秘書広報課			
第3章 市民の権利	(個人の尊厳)	第5条		市民協働課	地域福祉課		
	(平和的生存権)	第6条		危機管理課	生活安全課		
	(環境権)	第7条		環境課			
	(知る権利)	第8条		総務課			
	(個人情報保護)	第9条		総務課			
	(権利の尊重)	第10条		地域福祉課	危機管理課		
第4章 市民、市議会 及び市長等の 役割と責務	(市民の役割と責務)	第11条	第1項	環境課			
			第2項	秘書広報課	市民協働課		
			第3項	財政課	税務課	収納課	
	(市議会の役割と責務)	第12条	第1項	議会 (議事課)			
			第2項				
	(市長の役割と責務)	第13条	第1項	企画政策課			
			第2項				
			第3項	人事課			
	(市職員の役割と責務)	第14条	第1項	人事課			
			第2項				
第5章 参加と協働	(市民参加)	第15条	第1項	市民協働課			
			第2項	子育て支援課			
			第3項				
			第4項	市民協働課			
			第5項				
	(市民自治活動)	第16条	第1項	市民協働課			
			第2項				
			第3項				
			第4項			地域福祉課	生涯学習課
			第5項				
	(連携)	第17条	第1項	市民協働課			
第2項			企画政策課	市民協働課			
	(柔軟な組織の形成)	第18条		企画政策課			
	(市民本位の市政運営)	第19条		情報広報課	企画政策課		

章	項目	条文		関係課	
第6章 市政の組織 及び運営	(計画的な市政運営)	第20条		企画政策課	
	(開かれた市政運営)	第21条	第1項	行政課	
			第2項		
	(個人情報の適切な取扱い)	第22条	第1項	行政課	
			第2項		
	(適切な行政手続)	第23条	第1項	行政課	
第2項					
(財政)	第24条	第1項	財政政策課		
		第2項			
		第3項			
(行政評価)	第25条	第1項	企画政策課		
		第2項			
第7章 住民投票	(住民投票)	第26条	第1項	企画政策課	
			第2項		
			第3項		
			第4項		
第8章 条例の遵守等	(条例の遵守)	第27条	第1項	企画政策課	
			第2項		
			第3項		
	(条例の見直し)	第28条	第1項	企画政策課	
			第2項		
			第3項		
(委任)	第29条		企画政策課		

日進市自治基本条例検証シート

前文

1 日進市自治基本条例の規定

条文	<p>わたしたちのまち日進市は、東部には緑豊かな丘陵地があり、そこを源流とする天白川の流域には、田園風景が広がり、そして古くからの街道の歴史とともに、四季折々の自然の美しさを感じさせてくれます。</p> <p>また、日進市は、「日々進みゆく」の名にふさわしく、学園都市の顔を持つ大都市近郊のまちとして発展しました。そこには多様な思考や行動力を備えた、活力に満ちた市民の営みと交流があります。</p> <p>わたしたち市民には、長い年月にわたって、この土地の気候や風土に培われ育まれてきた人々の考えや文化を踏まえながら、時代の変化に対応した地域社会を創造する必要があります。そのために、<u>わたしたち市民は、</u>人権を大切にす差別のない社会の実現、環境に配慮した持続可能な循環型社会の創造、地域課題を解決するための新しいコミュニティの形成、新たな公共を担う市民自治活動の推進、少子高齢社会への対応など<u>そのときどきの課題に積極的かつ主体的に取り組まなければなりません。(1)</u></p> <p>今、わたしたち市民は、誰もが個人として尊重され、戦争のない平和な社会で、健康で快適かつ安全安心に、幸せに暮らすことができる日進市を守り育てていこう、そして、次の世代を担う子どもに引き継いでいこうと決意しました。</p> <p>そのためには、<u>市民一人ひとりが、</u>自立した市民として、また地方主権の名のもとに自立した自治体の一員として、自ら考え、行動し、お互いを尊重し、認めあい、ふれあい、助けあいながら、<u>自分たちのまちは、自分たちの手で築いていこうとする市民主体の自治の精神を共有することが何より大切です。(2)</u></p> <p><u>わたしたち市民は、この精神を自治の基本理念として、市議会や市の執行機関と協働し、愛着と誇りを持って暮らせる日進市を守り育てていくため、ここに日進市自治基本条例を定めます。(3)</u></p>
----	--

※網掛けは性質別条文分類の根拠となる部分。

解説	<p>法令における「前文」とは、その法令の制定の趣旨や目的、基本理念などを述べたもので、各条文の解釈基準となるものです。前文は、特に重要な基本となる法令に置かれることが多く、日進市の条例では、これまでに日進市環境まちづくり基本条例（平成17年1月1日施行）に見ることができます。</p> <p>2000年（平成12年）4月の地方分権一括法の施行を機とする地方分権時代の到来により、自治体運営には、以前にも増して自己決定、自己責任が問われるようになりました。また、行政に限定されない公共のエリアとしての「新たな公共」を担う市民の活動も活発となり、市民が自主的に地域や市政に関わりを持つようになってきました。このような背景のなか、日進市は、国や県との適切な役割分担のもと、市民参加、協働を柱とする「市民主体の自治」の実現をめざし、自治基本条例を制定しました。</p>
----	---

企画政策課・市民協働課

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）

性質別条文分類

ア 市民が課題に対して積極的かつ主体的に取り組むこと

第11条（市民の役割と責務）

第15条（市民参加）

第16条（市民自治活動）

第17条（連携）

第26条（住民投票）

※主に市民の役割について記載がある条文。

イ 市民主体の自治の精神を共有すること

第3条（定義）

第5条（個人の尊厳）

第6条（平和的生存権）

第7条（環境権）

第8条（知る権利）

第9条（個人情報保護）

第10条（権利の尊重）

第12条（市議会の役割と責務）

第13条（市長の役割と責務）

第14条（市職員の役割と責務）

第18条（柔軟な組織の形成）

第20条（計画的な市政運営）

第21条（開かれた市政運営）

第22条（個人情報の適切な取扱い）

第23条（適切な行政手続）

第24条（財政）

第29条（委任）

※主に自治の精神の具体的内容や行政等の役割について記載がある条文。

ウ 市議会や市の執行機関と協働すること

第1条（目的）

第2条（条例の位置づけ）

第4条（自治の基本原則）

第19条（市民本位の市政運営）

第25条（行政評価）

第27条（条例の遵守）

第28条（条例の見直し）

※主に市民協働について記載がある条文。

3 現状と問題点（○：現状 ●：問題点）

（1）市民が課題に対して積極的かつ主体的に取り組むこと

- 市民自治活動の活動支援を行っています。
- 行政の活動を市民に伝えられるよう、市政情報を発信しています。
- 大学連携や企業連携を行うことで、多様な市民自治活動が行える環境を整備しています。
- 市民参加手続を実施することで、市政へ参画する機会を設けています。
- 日進市自治基本条例の認知度が低いため、市民に主旨を伝える施策が必要です。
- 行政からの情報発信は、より広く多くの人に伝わる手段の検討が必要です。
- 課題を発信することや課題に対して取組を行うことが困難な市民を援助する仕組みの検討が必要です。

（2）市民主体の自治の精神を共有すること

- 市民主体の自治の精神を具体的に定義し、内容の周知や実現に取り組んでいます。
- 日進市自治基本条例に定義された役割を意識し、総合計画等に基づいた市政を行っています。
- 市民主体の自治の精神を引き続き、定着する取組が必要です。
- 市民主体の自治において求められる具体的な内容は、情勢によって変化するため、その時々で適切な施策を行う必要があります。

（3）市議会や市の執行機関と協働すること

- 市民参加手続や具体の事業において、協働を行っています。
- にぎわい交流館登録団体以外の活動状況を理解する必要があります。

■ 委員会での主な議論・意見

- (1) 市民が課題に対して積極的かつ主体的に取り組むこと
- 市民、議会、市がそれぞれの役割を適切に果たすべきではないか。
 - 若い年代等、幅広い市民から意見を聴取できるよう、手法を検討すべきではないか。
 - 「声なき声」を捉えられるよう、留意すべきではないか。
 - 条例の趣旨が実現されていることが最も重要であるが、市民に自治基本条例を周知する際は、分かりやすくする工夫が必要ではないか。
- (2) 市民主体の自治の精神を共有すること
- 調査等を行う際は分類して分析する等、的確に市民の意見をとらえる必要があるのではないか。
 - 望ましくない調査等の結果がある場合、その割合だけでなく、理由を探る必要があるのではないか。
 - 将来に向かって持続的に市民主体の自治が実現できるよう、時代に即した条文の運用を行うべきではないか。
- (3) 市議会や市の執行機関と協働すること
- 協働を実現するに当たっては、住民自治組織、市民団体、個人等との関係をより深化させていく必要があるのではないか。そのためには、継続した対話の取組が必要ではないか。
 - 庁内における情報共有体制や協働体制を構築していく必要があるのではないか。

日進市自治基本条例検証シート

第18条（柔軟な組織の形成）

1 日進市自治基本条例の規定

条文	第18条 市の執行機関は、市民にわかりやすく、効率的で機能的であるとともに、横断的で柔軟に対応できる組織体制をつくらなければなりません。
解説	地方分権時代に対応した組織とするため、行政課題に効率的かつ機能的に対応できる組織体制を整えることを規定しています。

企画政策課

2 これまでの主な取組（平成 19 年 10 月の条例施行以降）

時 期	内 容
随時	・プロジェクトチームの設置
平成 19 年度	・日進市事務分掌規則改正（平成 20 年度施行）
平成 20 年度	・日進市部設置条例及び日進市事務分掌規則改正 ※機構改革を含む改正（平成 21 年度施行）
平成 23 年度	・日進市事務分掌規則改正（平成 24 年度施行）
平成 24 年度	・日進市事務分掌規則改正 ※機構改革を含む改正（平成 25 年度施行）
平成 25 年度	・日進市事務分掌規則改正（平成 26 年度施行）
平成 26 年度	・日進市部設置条例及び日進市事務分掌規則改正 ※機構改革を含む改正（平成 27 年度施行） ・主管課の設置（平成 27 年度施行）
平成 27 年度	・日進市事務分掌規則改正（平成 28 年度施行）
平成 28 年度	・日進市事務分掌規則改正（平成 29 年度施行）
平成 29 年度	・日進市事務分掌規則改正 ※機構改革を含む改正（平成 30 年度施行）
平成 30 年度	・日進市事務分掌規則改正（平成 31 年度施行）

3 現状と問題点（○：現状 ●：問題点）

- 日進市部設置条例及び日進市事務分掌規則を改正することで、制度改正や情勢の変化に対応した組織体制を整備しています。
- 組織体制については、広報紙等で公表し、市民生活に混乱が生じないように努めています。
- 平成 27 年度から主管課を設置し、部内全般に関する調整等の機能を持たせています。
- 複数の部署をまたぐ事業について、関係部署で構成するプロジェクトチームを設置し、横断的で柔軟な対応を行っています。
（設置例 総合計画推進、内部統制、ESD 推進等）
- プロジェクトチームの設置については、設置基準や進行管理方法について、統一的なルールを整備する必要があります。

4 今後の方向性

- 引き続き、制度改正や情勢の変化に対応した組織体制を整備していきます。
- プロジェクトチームの設置等、組織横断的な対応方法について、手法を検討していきます。

■ 委員会での主な議論・意見

- 市の組織体制は市民に分かりやすくすべきであり、外国人等、様々な背景の市民を意識する必要があるのではないか。
- プロジェクトチームについては、課題の大きさに応じて、一定の基準のもとに運用していくべきではないか。

日進市自治基本条例検証シート

第19条（市民本位の市政運営）

1 日進市自治基本条例の規定

条文	第19条 市の執行機関は、広報及び広聴の機能を一体的に発揮することにより、市民の意向を的確にとらえ、市民本位の市政の運営を行わなければなりません。
解説	市の広報紙やホームページなどによる広報機能と、市長への提案箱や行政モニター制度などによる広聴機能を相互に連携、充実させながら、市民の視点で考え、市民の気持ちをくみとった市政の運営を行うことを規定しています。

企画政策課

2 これまでの主な取組（平成 19 年 10 月の条例施行以降）

時 期	内 容
平成 2 0 年度	・ 市民意識調査
平成 2 1 年度	・ まちづくりアンケート ※第 5 次総合計画策定に当たり、実施したもの。
平成 2 3 年度	・ 市民意識調査
平成 2 6 年度	・ 市民意識調査
平成 2 8 年度	・ 市民意識調査
平成 3 0 年度	・ 市民意識調査

3 現状と問題点（○：現状 ●：問題点）

- 総合計画の成果指標を確認し、併せて市民の意向を把握するため、市民意識調査を定期的に行っています。
- 平成 2 8 年度から、調査頻度を 2 年度ごととし、より頻繁に調査を行っています。
- 調査結果は、報告書として公開し、全庁でも共有しています。
- 毎年度の実施計画を策定するに当たって、市民意識調査等の結果を踏まえ、市民ニーズに的確に対応するための事業であるか検討するよう、留意しています。
- 調査項目、調査手法について、より適切な内容を検討していく必要があります。
- 市民意識調査結果等の結果について、データ利活用を検討していく必要があります。

4 今後の方向性

- 市民意識調査については、時代にあった内容を検討しながら実施していきます。
- 市民意識調査結果のデータ利活用については、手法を検討していきます。

情報広報課

2 これまでの主な取組（平成 19 年 10 月の条例施行以降）

時 期	内 容
平成 2 0 年度～ 【毎年度実施】	・ 地域座談会の実施
平成 2 8 年度～ 【毎年度実施】	・ 広報市民スタッフ会議を毎月開催し、意見を伺う

平成29年度～ 【毎年度実施】	・市長などと語る会を地縁型、テーマ型などの区分けにし、区長、市民団体等と面談して、提案を受ける形で実施
--------------------	---

3 現状と問題点（○：現状 ●：問題点）

○市長への提案箱、市長などと語る会、ホームページからのお問い合わせ、広報市民スタッフからの意見等で聞き取った提案、意見は、市政運営の参考とするよう、事業担当課へ情報提供しています。

（市長への提案箱件数）

H19：299件、H20：358件、H21：417件、H22：378件、

H23：383件、H24：292件、H25：229件、H26：182件、

H27：239件、H28：215件、H29：208件、H30：156件

4 今後の方向性

○市長への提案箱、ホームページからのお問い合わせフォームで寄せられる意見や提案を事業担当課へ情報提供するとともに、市政情報を適切に広報することで、市民本位の市政運営に資する事務改善につなげていきます。

■ 委員会での主な議論・意見

○市民の意向を的確にとらえるため、意見聴取する対象や聴取した意見の反映について意識する必要があるのではないか。また、世代によってなじみのある意見聴取手段を活用する必要があるのではないか。

○賛成・反対の割合等、聴取した意見の分析が必要ではないか。

○聴取した意見は適切に施策へ反映するべきであり、反映した内容を踏まえて、施策を市民に説明する必要があるのではないか。

日進市自治基本条例検証シート

第20条（計画的な市政運営）

1 日進市自治基本条例の規定

条文	<p>第20条</p> <p>市の執行機関は、この条例に定める基本理念にのっとり総合計画を定め、総合的かつ計画的な市政の運営を行わなければならない。</p>
解説	<p>地方自治法の一部を改正する法律（平成23年8月1日施行）により、市議会の議決を経て総合計画の基本構想を策定する義務はなくなりました。しかし、総合計画は市のまちづくりの最上位の計画で、長期展望に立った総合的、計画的な行政経営の指針であるため、本条例ではその策定義務を規定しています。</p> <p>また、市議会で「日進市議会の議決すべき事件を定める条例（平成28年4月1日施行）」が制定され、総合計画の基本構想部分の策定、変更又は廃止に関して市議会の議決を必要としています。</p> <p>なお、個別の計画等は、総合計画に基づいて策定します。</p> <p>※総合計画とは</p> <p>目指すべき将来像を定める基本構想、これを実現するための施策や事業を定める基本計画、事業の年度ごとの進め方を明らかにする実施計画により構成されます。</p>

企画政策課

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）

【第13条第2項再掲】

時 期	内 容
平成19年度	・日進市自治基本条例による総合計画の策定義務付け
平成23年度	・地方自治法改正による市町村の総合計画策定義務の廃止
平成23年度～	・第5次日進市総合計画期間開始 ・総合計画推進体制の確立・実施 （総合計画推進本部、総合計画推進部会） ・実施計画の策定【毎年度実施】 ・市民意識調査の実施 （H23年度、H26年度、H28年度、H30年度）
平成27年度	・日進市議会の議決すべき事件を定める条例に日進市総合計画の基本構想部分を議決すべき事件として規定
平成30年度～	・第6次日進市総合計画策定開始

3 現状と問題点【一部第13条第2項再掲】（○：現状 ●：問題点）

- 確立した総合計画推進体制に基づき、毎年度、推進を行っています。
- 実施計画を毎年度策定する中で、個別計画の策定や各事業の実施内容についてヒアリングを行い、市政運営が総合計画に沿ったものとなるよう努めています。
- 達成することが非常に困難な目標値の設定があることから、指標の達成率が低くなっています。
大施策の成果指標 達成率19.2%（中間値基準5.8%）
中施策の成果指標 達成率25.4%（中間値基準15.9%）
- 時代の経過により、内容や指標の見直しが必要となっています。

4 今後の方向性【一部第13条第2項再掲】

- 引き続き、第5次日進市総合計画に沿った市政運営を行っていきます。
- 第6次日進市総合計画を策定するにあたり、市民参加を行いながら、時代に即したより効果的な総合計画となるよう、検討を行っていきます。
- 併せて、第6次日進市総合計画の推進についても、手法の検討を行っていきます。

■ 委員会での主な議論・意見

- 総合計画の進捗管理については、庁外の関与も必要ではないか。
- 目標設定の仕方や施策推進の方向等について改善を検討する必要があるのではないか。

日進市自治基本条例検証シート

第 2 1 条（開かれた市政運営）

1 日進市自治基本条例の規定

条文	<p>第 2 1 条 市議会及び市の執行機関は、市民にわかりやすいかたちでその保有する情報を積極的に公開し、公正かつ透明性の高い開かれた市政の運営を行わなければなりません。</p> <p>2 前項に規定する情報公開に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。</p>
解説	<p>第 8 条で規定する「知る権利」を保障するものとして、市政における情報公開について規定しています。なお、情報公開に関して必要な事項については、「日進市情報公開条例」に委ねています。</p>

行政課

2 これまでの主な取組（平成 19 年 10 月の条例施行以降）【第 8 条再掲】

時 期	内 容
平成 2 4 年度	・ 情報公開制度研修
平成 2 5 年度	・ 情報公開制度・個人情報保護制度研修
平成 3 0 年度	・ 情報公開制度研修
平成 3 0 年度	・ 情報公開条例逐条解説策定

3 現状と問題点【第 8 条再掲】（○：現状 ●：問題点）

- 実施機関に対し、情報公開請求に対する事務手続に関し、具体的事例ごとに説明しているのが、公文書公開請求件数の多い部署においては制度の理解が浸透してきているが、件数の少ない部署については、事務手続がスムーズに行えるよう周知を図る必要があります。
- また、公開すべき情報と個人情報等として保護すべき情報の判断を的確に行う必要があります、そのために各職員の習熟度を向上させる必要があります。

4 今後の方向性【第 8 条再掲】

○開かれた市政の実現のために、市が保有する情報を積極的に公表していると考えます。しかし、部分公開決定に対する審査請求により原処分が変更となることもあるため、公開・非公開の判断については、実施機関に対して更なる理解度の向上を図る必要があります。

■ 委員会での主な議論・意見

- より積極的な情報公開を行っていくべきではないか。また、全庁的な情報公開事務の取り扱いについて、統一していくべきではないか。
- 引き続き、制度の適切な運用のための研修が必要ではないか。

日進市自治基本条例検証シート

第22条（個人情報の適切な取扱い）

1 日進市自治基本条例の規定

条文	第22条 市議会及び市の執行機関は、個人の権利利益を守るため、その保有する個人に関する情報を保護しなければなりません。 2 前項に規定する個人情報の保護に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。
解説	第9条で規定する「個人情報の保護」を保障するものとして、市の保有する個人情報の保護について規定しています。なお、個人情報の保護に関して必要な事項については、「日進市個人情報保護条例」に委ねています。

行政課

2 これまでの主な取組（平成 19 年 10 月の条例施行以降）【第 9 条再掲】

時 期	内 容
平成 26 年～ 【毎年度実施】	・ 特定個人情報保護評価（P I A）
平成 27 年	・ 日進市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針及び日進市特定個人情報等取扱規程の策定
平成 30 年	・ 特定個人情報の安全管理措置研修の実施
平成 30 年	・ 個人番号利用事務等取扱要領の策定

3 現状と問題点【第 9 条再掲】（○：現状 ●：問題点）

- 個人情報の中でも特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）については、その利活用範囲の拡大に伴い、安全管理措置の必要性が問われています。
- 特定個人情報の漏洩等を防止するための基本方針及び取扱要領については、策定した内容に基づき、安全管理のための点検・監査に取り組む必要があります。

4 今後の方向性【第 9 条再掲】

- 各課において策定済みである個人番号利用事務等取扱要領に基づき、特定個人情報等の事務取扱における安全を確保するため、点検及び監査を実施していきます。

■ 委員会での主な議論・意見

- 個人情報を保護するための取組は、漏洩の事例研究等も含めて引き続き行うべきではないか。
- 個人識別情報のより慎重な取り扱いが求められる状況から、情報が漏洩した際の対応についても事前に検討するべきではないか。

日進市自治基本条例検証シート

第23条（適切な行政手続）

1 日進市自治基本条例の規定

条文	<p>第23条</p> <p>市の執行機関は、市政の運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するために、適切な処分、行政指導及び届出に関する手続（以下「行政手続」といいます。）を行わなければなりません。</p> <p>2 前項に規定する行政手続に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。</p>
解説	<p>市の執行機関が市民の利害に関わる処分などを行う際、処分などがどのような手順を踏んで行われるかの決まりを定め、あらかじめ公表しておくことを規定しています。なお、行政手続に関して必要な事項については、「日進市行政手続条例（平成9年10月1日施行）」に委ねています。</p>

行政課

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）

時 期	内 容
平成29年度	・行政手続法適用処分一覧表の作成及びシステム登載

3 現状と問題点（○：現状 ●：問題点）

○どのような事務が条例に定める処分となるかについて、一覧表の作成を行いました。

●今後は、制度に対する理解を深める必要があります。また、定期的な処分一覧の見直しを行っていく必要があります。

4 今後の方向性

○研修等を通じて行政手続に関する理解を深め、適正な手続きを推進していきます。

■ 委員会での主な議論・意見

特になし

日進市自治基本条例検証シート

第24条（財政）

1 日進市自治基本条例の規定

条文	<p>第24条</p> <p>市長は、総合計画に基づき中長期的な財政計画を定めるとともに、財源の確保並びにその効率的な活用及び効果的な配分を行い、最少の経費で最大の効果が得られるよう行財政改革に努め、健全な財政運営を行わなければなりません。</p> <p>2 市長は、市民に対し、財政に関する計画及び状況を公表し、わかりやすく説明しなければなりません。</p> <p>3 市長は、日進市の保有する財産の適正な管理及び効率的な運用をしなければなりません。</p>
解説	<p>計画的で実効性のある市政運営を行う上で重要な「財政」について定めています。</p> <p>第1項では、中長期的な財政計画を策定し、計画的で効率的な財政運営を行うことを規定しています。</p> <p>第2項では、財政に関する計画及び状況を市民にわかりやすく説明することを規定しています。健全な財政運営が行われているかどうかを市民もチェックできるようにすることが大切だと考えています。</p> <p>第3項では、市有財産の適正管理と有効活用について規定しています。</p>

財務政策課

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）

時 期	内 容
平成18年3月	・中期財政計画（平成18年度から平成22年度）
平成23年3月	・中期財政計画（平成23年度から平成27年度）
平成23年度～ 【毎年度実施】	・予算編成方針の公表開始
平成26年3月	・中期財政計画（改）（平成26年度から平成30年度）
平成27年度	・市有財産土地一般競争入札により売却 （平成28～29年度実施）
平成28年度～ 【毎年度実施】	・予算配分に新枠配分方式を導入・予算編成過程の公表 開始 ※枠配分方式と一件査定方式のメリットを併せた方法
平成28年度	・公共施設等総合管理計画
平成29年度	・統一的な基準による地方公会計の導入
平成29年度	・修繕予算枠の導入
平成30年3月 【毎年度実施】	・中期財政計画（平成30年度から令和4年度）

3 現状と問題点（○：現状 ●：問題点）

- 中期財政計画の策定は、当初5年ごとの見直しとしていましたが、社会経済情勢のめまぐるしい変化に対応するため、平成30年度から毎年度策定に改めました。なお、平成26年の見直しは普通交付税の交付や制度改革などの影響で、大幅な計画見直しが必要だったことに起因します。
- 予算編成の前に経常経費調査を行うとともに、新枠配分方式による予算配当を行うことにより、優先順位の高い事業に効率的・効果的な予算配当を行っています。
- 経常経費の削減には限界があるため、これまで以上に事業の効率化が必要です。
- 地方公会計の導入により、ストック情報（資産・負債）の把握等が可能となりました。
- 予算・決算状況や財政白書、ストック情報などの情報を広報紙には年2回、市HPには随時掲載しています。
- 活用可能な普通財産土地データについて、庁内で共有データ化を図っています。
- 経営改革プラン及び公共施設等総合管理計画により、公共施設の計画的な修繕を行うため、予算時に修繕予算枠を設定しました。

4 今後の方向性

- 中期財政計画は、今後も毎年見直しを実施していきます。
- 予算配分方式については、各担当課での工夫を促し、さらに効率的・効果的な予算配分方法となる方法の導入をめざし、調査・研究をしていきます。
- 財政に関する情報を、引き続き広報紙等を活用し、掲載していきます。
- 固定資産台帳の活用、修繕予算枠による施設修繕など、市有財産の適正管理を実施していきます。

■ 委員会での主な議論・意見

- 市民の意見が財政にどれだけ反映されているかという観点が必要ではないか。
- ランニングコストについても計画的に見込むべきではないか。

日進市自治基本条例検証シート

第25条（行政評価）

1 日進市自治基本条例の規定

条文	<p>第25条</p> <p>市の執行機関は、市政をより効率的かつ効果的に運営するため、市民参加のもとに行政評価を実施し、その結果を市政の運営に反映させていかなければなりません。</p> <p>2 市の執行機関は、行政評価の結果を市民にわかりやすく公表しなければなりません。</p>
解説	<p>日進市の行政が効率的、効果的に行われているかどうかを評価する仕組みについて定めています。日進市では、平成17年度から行政評価を実施しており、事務事業評価を行い、結果を公表しています。</p> <p>第1項では、市民参加のもとに行政評価を実施し、市政に反映させていくことを規定しています。なお、平成23年度からは外部評価を行っています。</p> <p>第2項では、評価を実施するだけでなく、その結果を公表することを規定しています。行政評価制度は、効率的な行政運営のためだけでなく、結果を公表することにより、市民への説明責任を果たすことにもつながります。</p> <p>※行政評価とは</p> <p>民間の経営手法を行政運営に積極的に取り入れ、行政の効率性を高めようとする考え方（NPM：ニューパブリックマネジメント）の手法の一つです。行政が実施する仕事を、「計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－改善（Action）」というマネジメントサイクルでとらえて、一定の基準、指標に従って客観的に分析、評価し、その結果を今後の行政運営に反映させるものです。</p>

企画政策課

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）

時 期	内 容
平成20年度 【毎年度実施】 ※以下同じ	・事務事業評価の実施及び公表（522事業）
平成21年度	・事務事業評価の実施及び公表（277事業） ※平成21年度から、評価する事務事業を絞り込んで実施
平成22年度	・事務事業評価の実施及び公表（220事業）
平成23年度	・事務事業評価の実施及び公表（200事業） ・外部評価の実施（5事業）
平成24年度	・事務事業評価の実施及び公表（263事業） ・外部評価の実施（8事業）
平成25年度	・事務事業評価の実施及び公表（257事業） ・外部評価の実施（10事業）
平成26年度	・事務事業評価の実施及び公表（258事業） ・外部評価を実施（5事業）
平成27年度	・事務事業評価の実施及び公表（265事業） ・外部評価の実施（2事業及び1テーマ） ※平成27年度の外部評価から、事務事業の枠にとらわれないテーマ型評価を実施
平成28年度	・事務事業評価の実施及び公表（248事業） ・外部評価の実施（1事業及び1テーマ）
平成29年度	・事務事業評価の実施及び公表（236事業） ・外部評価の実施（1事業及び1テーマ）
平成30年度	・事務事業評価の実施及び公表（233事業） ・外部評価の実施（1事業及び1テーマ）

3 現状と問題点（○：現状 ●：問題点）

行政評価については、毎年度、事務事業評価と外部評価（平成23年度から）の2種類を実施し、それぞれの評価結果を公表しています。

【事務事業評価について】

- 平成17年度から、市民に対する説明責任の実現、事務事業の見直し、業務改善、職員の意識改革を主な目的として、事務事業評価を開始しました。
- 事務事業評価については、制度所管課である企画政策課において、実施計画のヒアリング時にあわせて各課とヒアリングを行い、指標の設定方法、評価の理由や成果・課題等に関して綿密な調整を実施しています。そうすることで、評価結果を活用した実施計画の策定や予算編成につながり、PDCAサイクルの確立が可能となることで、事業効果の一層の向上や業務の効率化等を積極的に進めています。

- 平成26年度には、外部有識者による全課を対象とした説明会を開催し、特に、アウトプット・アウトカム指標の見直し作業を行うことで、各種事業の効果、課題等が、より把握しやすくなるなど、事業の改善、工夫につながる取り組みを進めています。
- 事務事業評価の単位は、実施計画、予算における事業単位と、完全に1：1：1になっていないため、PDCA サイクルをうまく連動させていく上で、実施計画の策定や予算編成に、十分に活用しきれていない面があります。

【外部評価について】

- 平成23年度から、外部からの視点を事務事業の評価に取り入れ、第三者的な視点により、評価の透明性や客観性を向上させる仕組みと外部評価を試行実施しました。
- 平成25年度からは、本格実施として、附属機関であり、学識経験者や公募市民から構成される日進市行政改革推進委員会による外部評価を開始しました。外部評価は、市民にも公開で実施し、委員からの様々なご意見、ご提言や、また、外部評価での意見を受けた対応についても、ホームページで公表しています。
- 平成27年度から、事務事業の枠にとらわれない「テーマ型評価」を行い、総合計画における施策や、第2次経営改革プランに位置付けられた取組項目など、複数の事務事業を束ねる施策や部横断的な事業等の評価を実施することで、外部評価による各種施策・事業の見直し、改善を積極的に進めております。

4 今後の方向性

- 今後も事務事業評価と外部評価を実施していきます。
- 今年度、行財政システムを新たに導入することで、令和元年度予算から、事業単位を再構築します。事務事業評価、実施計画、予算の事業単位を揃えることで、行政評価を最大限活用する実施計画、予算編成につなげていく予定です。
- 事務事業評価については、令和2年度公表分（評価対象令和元年度）から、事業単位が揃うことで、予算執行状況の効率性や課題及びそれに対応した実施計画、予算までの流れが、市民にとっても、よりわかりやすくお示しできるようにしていく予定です。

■ 委員会での主な議論・意見

- より多くの市民から事業内容等への意見を伺えるよう、外部評価を活用してはどうか。また、大型事業について、事前の評価を検討してはどうか。
- 効果的なPDCA サイクルを実施するため、総合計画等の計画期間について、適切な期間を検討してはどうか。
- 行政評価の妥当性についても検証してはどうか。

日進市自治基本条例検証シート

第26条（住民投票）

1 日進市自治基本条例の規定

条文	<p>第26条 市長は、日進市に関わる重要な事項について、住民の意思を確認するために、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 住民投票は、住民、市議会又は市長の発議があったときに実施します。</p> <p>3 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。</p> <p>4 前3項に規定する住民投票の発議、投票資格者その他住民投票の実施に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。</p>
解説	<p>住民の意思を直接問う制度として「住民投票」について規定しています。住民投票はあくまでも議会制（間接）民主主義を補完する制度であり、意思決定の最終手段として行うべきものと考えます。</p> <p>第1項では、住民投票の実施について位置づけています。</p> <p>第2項では、住民、市議会又は市長から、あらかじめ決めておいた条件を満たした発議があった場合は、市議会の議決を経ずに住民投票を実施するという、いわゆる「常設型」の住民投票制度を規定しています。</p> <p>住民投票の結果に拘束性はありませんが、市議会及び市長は結果を尊重することを第3項では規定しています。</p> <p>第4項では、住民投票の実施に関して必要な事項について、別に条例を定めることとし、「日進市住民投票条例（平成25年4月1日施行）」を制定しました。</p>

企画政策課

2 これまでの主な取組（平成 19 年 10 月の条例施行以降）

時 期	内 容
平成 2 4 年度	・日進市住民投票条例制定（平成 2 5 年度施行）
平成 2 7 年度	・日進市住民投票条例改正（平成 2 8 年度施行） ※公職選挙法改正に合わせた投票資格者要件の改正

3 現状と問題点（○：現状 ●：問題点）

- 自治基本条例の規定に基づき、日進市住民投票条例を制定しました。
- 制度改正に合わせて、日進市住民投票条例の改正を行いました。
- 平成 3 0 年度までに、日進市住民投票条例が適用された事例はありません。
- 日進市住民投票条例の使いやすさについて、留意をする必要があります。

4 今後の方向性

- 引き続き、住民の意思を確認する手法の 1 つとして、日進市住民投票条例を適切に運用していきます。

■ 委員会での主な議論・意見

- 住民投票の実施の判断においては、適切な自治のツールとなるよう留意すべきではないか。

日進市自治基本条例検証シート

第27条（条例の遵守）

1 日進市自治基本条例の規定

条文	<p>第27条 市民、市議会及び市の執行機関は、この条例を遵守しなければなりません。</p> <p>2 市長は、市政がこの条例に基づいて行われているかどうかを市民参加のもとに検証し、その結果により、必要な措置をとらなければなりません。</p> <p>3 前2項に規定するこの条例の遵守に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。</p>
解説	<p>この条例の遵守に関して規定しています。</p> <p>第2項では、市政全般において、この条例が遵守されているかどうかの検証を市民参加による組織を設けて行うことを規定しています。</p> <p>第3項では、その検証を行うにあたっての組織体制や方法等のこの条例の遵守に関して必要な事項について、別に条例を定めることとし、「日進市自治推進委員会条例（平成19年10月1日施行）」を制定しました。</p>

企画政策課

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）

時 期	内 容
平成19年度	<ul style="list-style-type: none">・日進市自治推進委員会条例制定・日進市自治推進委員会で、個別の条例遵守について、 検証【毎年度実施】 <p>(諮問内容)</p> <ul style="list-style-type: none">○第1期<ul style="list-style-type: none">・日進市における自治の基本理念を明らかにするとともに、参加と協働による市民主体の自治を推進する観点から、貴委員会の審議調査を求めます。○第2期<ul style="list-style-type: none">・(仮称)日進市市民参加及び市民自治活動条例に関すること・日進市自治基本条例の検証について○第3期<ul style="list-style-type: none">・市民参加及び市民自治活動条例に規定する定期的な評価方法について○第4期<ul style="list-style-type: none">・市民参加及び市民自治活動条例第27条の規定に基づく定期的な評価について・日進市自治基本条例に規定する委任条例について○第5期<ul style="list-style-type: none">・日進市自治基本条例（平成19年日進市条例第24号）第28条の規定に基づく条例の見直しの検証について
平成30年度	<ul style="list-style-type: none">・日進市自治推進委員会に、日進市自治基本条例第27条第2項に規定する検証について諮問

3 現状と問題点（○：現状 ●：問題点）

- 日進市自治推進委員会へ、個別の条例遵守について検証を諮問し、委任条例の整備等、必要な措置を講じました。
- 平成30年度に日進市自治推進委員会へ、日進市自治基本条例第27条第2項に基づき、全条文の遵守について検証を諮問し、検証手法を含めて検討を行っています。

4 今後の方向性

- 引き続き、条例の遵守について検証を行い、その結果によって、必要な措置を講じていきます。

■ 委員会での主な議論・意見

特になし

日進市自治基本条例検証シート

第28条（条例の見直し）

1 日進市自治基本条例の規定

条文	<p>第28条</p> <p>市長は、この条例の施行の日から5年以内に、この条例が市民主体の自治の推進にふさわしいものであるかどうかを市民参加のもとに検証し、その結果により、必要な措置をとらなければなりません。</p> <p>2 市長は、前項の規定により、この条例を検証した日から5年以内に再び検証するものとし、以降同様とします。</p> <p>3 前2項に規定するこの条例の見直しに関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。</p>
解説	<p>この条例について、定期的に検証し、必要があれば改正も含めた措置をとることを規定しています。この条例はその性格上、簡単に改正するものではありませんが、定期的な検証とその結果による必要な措置について、制度として保障するものです。</p> <p>第3項では、その検証を行うにあたっての組織体制や方法等この条例の見直しに関して必要な事項について、別に条例を定めることとし、「日進市自治推進委員会条例」を制定しました。</p>

企画政策課

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）

時 期	内 容
平成19年度	・日進市自治推進委員会条例制定
平成23年度	・日進市自治推進委員会へ、条例見直しについて諮問
平成24年度	・日進市自治推進委員会から、平成23年度の諮問に基づき、見直しの必要はない旨、答申
平成28年度	・日進市自治推進委員会へ、条例見直しについて諮問
平成29年度	・日進市自治推進委員会から、平成28年度の諮問に基づき、見直しの必要はない旨、答申

3 現状と問題点（○：現状 ●：問題点）

- 日進市自治基本条例の規定に基づき、日進市自治推進委員会へ、条例の見直しについて諮問を行いました。
- 平成29年度までに、日進市自治推進委員会から、全体的な条文改正が必要との答申はありません。
- 日進市自治推進委員会の答申では、用語の定義等について、意見をいただいておりますので、整理が必要です。

4 今後の方向性

- 引き続き、定期的な条例の見直しについて、検討していきます。
- 日進市自治推進委員会の答申で意見をいただいている内容について、次の見直しに向けた整理を行っていきます。

■ 委員会での主な議論・意見

特になし

日進市自治基本条例検証シート

第29条（委任）

1 日進市自治基本条例の規定

条文	第29条 この条例の施行に関して必要な事項は、市議会及び市の執行機関が別に定めるものとします。
解説	この条例の施行に関して必要な事項があれば、市議会及び市の執行機関が別に定めるよう規定しています。

企画政策課

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）

時 期	内 容
平成9年度	・日進市行政手続条例制定
平成10年度	・日進市情報公開条例及び施行規則制定 ・日進市個人情報保護条例及び施行規則制定
平成19年度	・日進市自治推進委員会条例及び規則制定
平成21年度	・日進市未来をつくる子ども条例及び施行規則制定 ※関連条例
平成22年度	・日進市議会基本条例制定
平成23年度	・日進市市民参加及び市民自治活動条例及び施行規則制定
平成24年度	・日進市住民投票条例及び施行規則制定

3 現状と問題点（○：現状 ●：問題点）

- 平成24年度までに、自治基本条例の本文中に規定する委任条例を全て制定しました。
- 各委任条例については、担当課が運用を行っています。

4 今後の方向性

- 引き続き、各委任条例について、適切に運用を行っていきます。

■ 委員会での主な議論・意見

特になし